

		1 令和6年度就学援助制度の実施について																				4. 就学援助率				
		3. 就学援助制度の振替規定・認定基準について																								
		(1) 令和6年度当初における事業保護の認定基準(該当するもの全てに○)																								
都道府県	市区町村	ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の減免	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民健康保険料の免除	オ、国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク、PTA会費、学給費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ、職人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付滞り回数が多い者、延滞、差押等がある者	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪い者	ソ、生活保護受給者	タ、生活保護受給者	チ、特別支援教育対象児又は障害児等	ツ、市区町村民税(所得税等)に課税されている者	テ、市町村税(所得税等)に課税されている者	ト、その他	(2)(1)でソ又はチに○をした場合	(3)(1)でツに○をした場合	(4)(1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5)補足事項	令和5年度	
21	21	17	18	14	16	15	19	3	3	14	14	3	3	5	13	11	3	1	9	9	7	15	9	7	1	21
愛媛県	松山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○			○	○	1.3			失業等により最近の収入が大きく減った場合。		20%未満
愛媛県	今治市	○	○				○									○					1.3					15%未満
愛媛県	宇和島市						○									○				○	1.4					20%未満
愛媛県	八幡浜市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.3			特別の教育的配慮が必要であると認められる者		15%未満
愛媛県	新居浜市	○	○				○												○							10%未満
愛媛県	西条市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3					10%未満
愛媛県	大洲市	○	○	○	○	○	○	○		○	○							○			1					20%未満
愛媛県	伊予市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○					保護者の職が安定しない者などで、特別支援就学奨励費の需要総比率が教育委員会で定める値以下の者	15%未満
愛媛県	四国中央市	○	○		○	○	○									○					1.3			(4)の係数について、ひとり親世帯は1.5倍		10%未満
愛媛県	西予市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					15%未満
愛媛県	東温市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.3			その他教育委員会が就学援助を行うことを必要と認める者		15%未満
愛媛県	上島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										10%未満
愛媛県	久万高原町		○		○		○							○	○					○					母子家庭であり児扶手の対象ではないが、子どもが多く経済的な負担が大きい家庭	20%未満
愛媛県	松前町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○					その他教育委員会が特に支給を必要と認めた者	15%未満
愛媛県	砥部町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					15%未満
愛媛県	内子町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5					10%未満
愛媛県	伊方町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.3			国民健康保険料の減免 経済的理由により就学困難		25%未満
愛媛県	松野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	1.5					15%未満
愛媛県	鬼北町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○										15%未満
愛媛県	愛南町															○					1.3					15%未満
愛媛県	鶴山小中学校組合															○					1.3					15%未満

[illegible]

